

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び  
灯油購入費等給付金給付事業について

<市長コメント>

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の緊急支援策として、1世帯当たり10万円の現金を支給する「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」の実施が決定し、現在準備を進めているところであります。

また、本市独自の支援策といたしまして、灯油価格等の高騰により経済的に厳しい状況に置かれている世帯に、灯油購入費等に対する給付金として5千円を支給いたします。

いずれも対象となりますのは、今年度の住民税が非課税である世帯と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯となります。

対象者と思われる世帯には、昨年度実施いたしました特別定額給付金の口座情報を活用した「確認書」を1月下旬に郵送し、振込開始につきましては、2月中旬以降を予定しております。

その他、家計急変世帯につきましては、申請が必要となりますが、申請受付の開始時期につきましては、2月中を予定しており、決まり次第、ホームページや新聞広告等でお知らせする

こととしております。

現在、コールセンターの開設準備のほか、一日も早く市民の皆様へ給付金をお届けできますよう準備を進めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。